

電話相談員スキルアップ研修

四国支部 相談事業部

テーマ：「電話相談における危機介入について」

電話相談における危機状態のコーラーからの電話をとった時、電話相談員としてどのような対応をすべきなのかを「今」働く人を取りまく環境の変化についても理解を深めて、講義と実習を通して学びます。また、明らかに介入が必要な事例や近年の事例など具体的な事例を通して実践的な力を身につけていきます。学びの力が相談者に安心感とクオリティの高い支援を提供できます。

四国支部電話相談員の電話相談員更新制度（*1）の更新条件対象研修の1つになっています。なお電話相談員の更新条件については、下記にてご確認ください。電話相談員としての力をさらにつけていただく機会としてぜひご参加ください。

日 時：2020年12月20日（日）12時00分～18時00分

講 師：菊地節子氏（関西支部）

内 容：「電話相談における危機介入について」

会 場：えひめ共済会館（松山市三番町5丁目13-1）

対 象：産業カウンセラーの資格登録会員で産業カウンセラー有資格者

定 員：30名（先着順。なお申込締切日に開催最少人数に満たない場合は中止について最終検討して判断）

受 講 料：6,600円（税込） *この講座を産業カウンセラー更新研修とみなし、各日5ポイント記録します

申込締切：2020年12月4日（金）

備 考：四国支部電話相談員更新制度の更新条件対象研修

（*1）四国支部電話相談員更新制度

**【重要】2020年度に電話相談員「更新」対象者：・電話相談員養成研修2017年度受講修了者
・2017年度電話相談員更新者**


*四国支部HPから「電話相談員更新報告書」をダウンロードし更新書類に記入提出。

【重要】2021年度電話相談員「更新」締切日：2021年3月20日までに提出

【更新条件】登録年度（電話相談員養成研修の全課程修了年度）の翌年度から3年間に下記の更新条件を満たすこと

*更新年度に更新条件を満たすことができなかった場合は、電話相談員の登録抹消

<四国支部電話相談員更新条件（3年毎の更新の間に下記の①②を満たすこと）>

① 毎年実施される「電話相談員スキルアップ研修」を1回以上受講  今回のチラシ


② 下記のaまたはbを満たすこと

a. 「四国支部がおこなう電話相談事業活動」への1回以上の参加

四国支部および各事務所で契約または実施される電話相談事業

例：協会事業「働く人の電話相談室」、四国支部事業「1/2/3働く人の電話相談室」

b. 「電話相談員自己研鑽学習会」への参加

 現在募集中（裏面）

各県事務所で1回開催（12月）

申込方法：下記申込書に必要事項を記入し申込先にFAX、郵送、メールでお申し込み下さい。

申 込 先：〒790-0814 愛媛県松山市味酒町1丁目3番地四国ガス第3ビル7階

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 四国支部 TEL：089-968-2800

FAX：089-968-2801 メール：shikoku@counselor.or.jp

受講料振込方法：講座の開催が決まりましたら事務所より「受講の案内」を送付いたしますので、案内に記載されている振込先にご入金ください。

2020年電話相談員スキルアップ研修 受講申込書

氏名		会員番号：
住所	〒	
連絡先	TEL E-mail	
確認	<input type="checkbox"/> (該当にチェック記入) <input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 電話相談員養成研修修了者 <input type="checkbox"/> 2017年度電話相談員更新対象者	

記載いただいた情報は、研修の目的のみで使用します。